

平成26年(2014年)6月19日
子ども・子育て支援審議会資料
こども部こども育成室保育幼稚園課

- 1 吹田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の検討について
- 2 吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の検討について
- 3 吹田市における保育の必要性の認定基準の検討について

1 吹田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の検討について

本事業に含まれる「家庭的保育事業」・「小規模保育事業B型・C型」及び「居宅訪問型保育事業」については、本市の保育施設数等の状況を考慮し、現時点での認可は考えておりません。

国基準			従/参	吹田市の基準(案)				
利用定員	最低数と上限	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員の数を20人以上とする。		1 従うべき基準	最低数と上限	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員の数を20人以上とする。		
		家庭的保育事業		2 従うべき基準		国の基準を準用		
		小規模保育事業	A型	6人以上19人以下		3 従うべき基準	A型	国の基準を準用
			B型	6人以上19人以下		4 従うべき基準	B型	国の基準を準用
			C型	6人以上10人以下		5 従うべき基準	C型	国の基準を準用
		居宅訪問型保育事業		1人		6 従うべき基準	居宅訪問型保育事業	
	利用区分ごとの定員	ども認定園こ	1号認定・2号認定・3号認定での利用定員を定める。		7 従うべき基準	ども認定園こ	国の基準を準用	
		幼稚園	1号認定での利用定員を定める。		8 従うべき基準	幼稚園	国の基準を準用	
		保育所	2号認定・3号認定での利用定員を定める。 3号認定については、満1歳に満たない児童と満1歳以上の児童に分けて利用定員を定める。		9 従うべき基準	保育所	国の基準を準用	
		特定地域型保育事業者		3号認定については満1歳に満たない児童と満1歳以上の児童に分けて利用定員を定める。	10 従うべき基準	特定地域型保育事業者		国の基準を準用
運営に関する基準	利用開始に伴う基準	事前説明	利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明をし同意を得る。	11 従うべき基準	運営に関する基準	事前説明	国の基準を準用	
			電磁的方法も可。	12 参酌基準				
	応諾義務	正当な理由の無い提供拒否の禁止 正当な理由 ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合 ③その他特別な事情がある場合	13 従うべき基準	応諾義務	国の基準を準用			

1 吹田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の検討について

		国基準		従/参			吹田市の基準(案)					
運営に関する基準	利用開始に伴う基準	選考方法	事前説明	選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を行わなければならない。	14 従うべき基準	利用開始に伴う基準	選考方法	事前説明	国の基準を準用			
			1号認定	抽選、先着順、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考により行う	15 従うべき基準			1号認定	国の基準を準用			
			2・3号認定	保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先利用	16 従うべき基準			2・3号認定	国の基準を準用			
		あっせん	市町村が行うあっせん及び要請に対してできる限り協力しなければならない。	17 従うべき基準	あっせん		国の基準を準用					
	教育・保育の提供に伴う基準	特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を除く)は連携施設を適切に確保しなければならない。		18 従うべき基準	教育・保育の提供に伴う基準	特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を除く)は連携施設を適切に確保しなければならない。				
			連携内容	集団保育体験の為の機会の設定 保育の提供に対する助言・相談				19 従うべき基準	連携内容	国の基準を準用		
				代替保育の提供				20 従うべき基準		国の基準を準用		
				特定地域型保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づく連携施設での保育				21 従うべき基準		国の基準を準用		
			居宅訪問型保育事業		22 従うべき基準			居宅訪問型保育事業		22 従うべき基準	国の基準を準用	
			障害・疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対し保育を行う際は、障害児入所支援施設等の連携施設を確保しなければならない。									
事業者内保育事業		23 従うべき基準	3号認定こどもの利用定員が20人以上であれば、集団保育体験の為の機会の設定・保育の提供に対する助言・相談及び代替保育の提供については連携協力を必要としない		23 従うべき基準	事業者内保育事業						
密接な連携			24 参酌基準			密接な連携		国の基準を準用				
特定教育・保育施設	特定教育・保育施設	受給資格等の確認、認定申請に係る援助、心身の状況把握、小学校との連携、教育・保育の提供の記録、施設型給付費等の額に係る通知		25 参酌基準	25 参酌基準	受給資格等の確認、認定申請に係る援助、心身の状況把握、小学校との連携、教育・保育の提供の記録、施設型給付費等の額に係る通知						
		特定地域型保育事業				26 参酌基準		特定地域型保育事業		心身の状況の把握 国の基準を準用		

1 吹田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の検討について

国基準		従/参	吹田市の基準(案)		
運営に関する基準	教育・保育の提供に伴う基準	利用者負担額等の受領	27 従うべき基準	利用者負担額等の受領	国の基準を準用
		幼稚園教育要領及び保育所保育指針等に則った保育の提供	28 従うべき基準	幼稚園教育要領及び保育所保育指針等に則った保育の提供	国の基準を準用
		幼保連携型認定こども園	29 従うべき基準	幼保連携型認定こども園	
		認定こども園	30 従うべき基準	認定こども園	
		幼稚園	31 従うべき基準	幼稚園	
		保育所	32 従うべき基準	保育所	
		特定地域型保育事業者	33 従うべき基準	特定地域型保育事業者	
		特定教育・保育に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、支給認定保護者に関する市町村への通知	34 参酌基準	特定教育・保育に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、支給認定保護者に関する市町村への通知	国の基準を準用
		特定地域型保育に関する評価等、準用	35 参酌基準	特定地域型保育に関する評価等、準用	国の基準を準用
		子どもの	36 参酌基準	子どもの	国の基準を準用
勤務体制の確保等、定員の遵守・掲示	37 従うべき基準				
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	38 従うべき基準				
虐待等の禁止	39 従うべき基準				
管理・運営等に関する基準	運営規定	懲戒に係る権限の濫用の禁止	40 参酌基準		
		目的及び運営の方針	41 参酌基準		
		提供する特定教育・保育・地域型保育の内容	42 参酌基準		
		職員の職種、員数及び職務の内容	43 参酌基準		
		特定教育・保育・地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	44 参酌基準		
		支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	45 参酌基準		
		区分ごとの利用定員	46 参酌基準		
		特定教育・保育・地域型保育の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たったの留意事項	47 参酌基準		
		緊急時等における対応方法・非常災害対策	48 参酌基準		
		虐待の防止のための措置に関する事項	49 参酌基準		
その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項					

1 吹田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の検討について

国基準		従/参	吹田市の基準(案)		
運営に関する基準	管理・運営等に関する基準	秘密保持等・事故発生の防止及び発生時の対応	50 従うべき基準	秘密保持等・事故発生の防止及び発生時の対応 国の基準を準用	
		特別利用保育の基準	保育所において1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合	51 従うべき基準	保育所において1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合 国の基準を準用
			2号認定での利用定員の枠内で特別利用保育を提供すること		
			幼稚園において2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合	52 従うべき基準	幼稚園において2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合 国の基準を準用
			1号認定での利用定員の枠内で特別利用教育を提供すること		
		特別利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が、1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	53 従うべき基準	特別利用地域型保育の基準 国の基準を準用
			特別利用地域型保育の提供は利用定員の範囲内で行う。	54 従うべき基準	
		特定利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が、2号認定子どもに特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	55 従うべき基準	特定利用地域型保育の基準 国の基準を準用
			特定利用地域型保育の提供は利用定員の範囲内で行う。	56 従うべき基準	
		情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携、会計の区分、記録の整備		57 参酌基準	情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携、会計の区分、記録の整備 国の基準を準用
特定保育所に関する特例(私立保育所への給付費に関する経過措置)		58 従うべき基準	特定保育所に関する特例 国の基準を準用		
施設型給付費等に関する経過措置(私立幼稚園への給付費に関する経過措置)		59 従うべき基準	施設型給付費等に関する経過措置 国の基準を準用		
利用定員に関する経過措置(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)		60 従うべき基準	利用定員に関する経過措置 国の基準を準用		
連携施設に関する経過措置		61 従うべき基準	連携施設に関する経過措置 国の基準を準用		

2 吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の検討について

本事業に含まれる「家庭的保育事業」・「小規模保育事業B型・C型」及び「居宅訪問型保育事業」については、本市の保育施設数等の状況を考慮し、現時点での認可は考えておりません。

		国の基準		従/参	吹田市の基準(案)				
定員	家庭的保育	1～5人 ※家庭的保育補助者を置く場合は5人まで可		1 従うべき基準	定員	家庭的保育	国の基準を準用		
	小規模保育	A型・B型 6～19人 C型 6～10人				小規模保育			
	居宅訪問型保育	1人				居宅訪問型保育			
	事業所内保育	設定なし				事業所内保育			
職員数	家庭的保育	0～2歳児	3:1 (家庭的保育補助者を置く場合は5:2)	2 従うべき基準	職員数	家庭的保育	0～2歳児	国の基準を準用	
	小規模保育	A型	0歳児	3:1		3 従うべき基準	A型		0歳児
			1～2歳児	6:1					1～2歳児
		B型	0歳児	3:1		4 従うべき基準	B型		0歳児
	1～2歳児	6:1	1～2歳児						
	C型	0～2歳児	3:1	5 従うべき基準		C型	0～2歳児		
居宅訪問型保育	0～2歳児	1:1	6 従うべき基準	居宅訪問型保育	0～2歳児				
事業所内保育	定員19名以下	小規模保育(A・B型)と同様		7 従うべき基準	事業所内保育	定員19名以下			
	定員20名以上	保育所と同じ		8 従うべき基準		定員20名以上			
資格要件	家庭的保育	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)		9 従うべき基準	資格要件	家庭的保育	国の基準を準用		
	小規模保育	A型	全員、保育士			10 従うべき基準		A型	
		B型	保育士1/2以上 保育士以外には必要な研修を実施			11 従うべき基準			B型
		C型	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)			12 従うべき基準			
	居宅訪問型保育	家庭的保育者(必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの)		13 従うべき基準		居宅訪問型保育			
事業所内保育	定員19名以下	小規模保育(A・B型)と同様		14 従うべき基準	事業所内保育	定員19名以下	国の基準を準用		
	定員20名以上	保育所と同じ		15 従うべき基準		定員20名以上			
設備	家庭的保育	保育を行う専用居室 同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭		16 参酌基準	設備	家庭的保育	国の基準を準用		
	小規模保育	A型	0～1歳児	乳児室又はほふく室		17 参酌基準	A型	0～1歳児	国の基準を準用
			2歳児	保育室				2歳児	
			屋外遊戯場	付近の公園等でも可				屋外遊戯場	
		B型	0～1歳児	乳児室又はほふく室		18 参酌基準	B型	0～1歳児	
			2歳児	保育室				2歳児	
			屋外遊戯場	付近の公園等でも可				屋外遊戯場	
	C型	0～1歳児	乳児室又はほふく室	19 参酌基準		C型	0～1歳児		
		2歳児	保育室				2歳児		
		屋外遊戯場	付近の公園等でも可				屋外遊戯場		
事業所内保育(19人以下)	小規模A型と同じ		20 参酌基準	事業所内保育(19人以下)					
事業所内保育 (定員20人以上)	0～1歳児	乳児室又はほふく室		21 参酌基準	事業所内保育 (定員20人以上)	0～1歳児			
	2歳児	保育室				2歳児			
	屋外遊戯場	付近の公園等でも可				屋外遊戯場			
居宅訪問型保育	規定なし			居宅訪問型保育					

2 吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の検討について

国の基準			従/参	吹田市の基準(案)					
面積	家庭的保育		専用居室 3.3㎡以上/人(1室9.9㎡以上)	22 参酌基準	家庭的保育		専用居室	国の基準を準用	
			屋外遊戯場 3.3㎡以上/人(満2歳児以上)				屋外遊戯場		
	小規模保育	A型	乳児室/ほふく室	3.3㎡以上/人	23 参酌基準	A型	乳児室/ほふく室		国の基準を準用
			保育室	1.98㎡以上/人			保育室		
			屋外遊戯場	3.3㎡以上/人(満2歳児以上)			屋外遊戯場		
		B型	乳児室/ほふく室	3.3㎡以上/人	24 参酌基準	B型	乳児室/ほふく室		
			保育室	1.98㎡以上/人			保育室		
			屋外遊戯場	3.3㎡以上/人(満2歳児以上)			屋外遊戯場		
	C型	乳児室/ほふく室	3.3㎡以上/人	25 参酌基準	C型	乳児室/ほふく室			
		保育室	1.98㎡/人			保育室			
屋外遊戯場		3.3㎡以上/人(満2歳児以上)	屋外遊戯場						
事業所内保育		定員19名以下	小規模保育(A・B型)と同様	26 参酌基準	事業所内保育		定員19名以下		
		定員20名以上	保育所と同じ	27 参酌基準			定員20名以上		
		屋外遊戯場	3.3㎡以上/人(満2歳児以上)	28 参酌基準			屋外遊戯場		
居宅訪問型保育		規定なし			居宅訪問型保育				
給食	自園調理(連携施設等からの搬入可)				自園調理(連携施設等からの搬入可)				
	設 備				設 備				
	家庭的保育		調理設備	29 従うべき基準	家庭的保育		国の基準を準用		
	小規模保育		調理設備	30 従うべき基準	小規模保育				
	事業所内保育	定員19名以下	調理設備	31 従うべき基準	事業所内保育	定員19名以下			
		定員20名以上	調理室	32 従うべき基準		定員20名以上			
	職 員				職 員				
	家庭的保育	調理員	必要(*連携施設等から搬入を行う場合不要) 保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的補助者で対応可能	33 参酌基準	家庭的保育	調理員	国の基準を準用		
	小規模保育	調理員	必要(*連携施設等から搬入を行う場合不要)	34 参酌基準	小規模保育	調理員			
	事業所内保育	調理員	必要(*連携施設等から搬入を行う場合不要)	35 参酌基準	事業所内保育	調理員			
居宅訪問型保育	調理員	規定なし	36 参酌基準	居宅訪問型保育	調理員				
連携	連携施設				連携施設				
	家庭的保育	設定必要		37 参酌基準	家庭的保育	国の基準を準用			
	小規模保育				小規模保育				
	事業所内保育 (定員19名以下)				事業所内保育 (定員19名以下)				
	事業所内保育 (定員20名以上)	事業所内保育 (定員20名以上)							
	居宅訪問型保育	不要		38 従うべき基準	居宅訪問型保育				
居宅訪問型保育	不要		39 参酌基準	居宅訪問型保育					
嘱託医				嘱託医					
家庭的保育	嘱託医必置		40 参酌基準	家庭的保育	国の基準を準用				
小規模保育				小規模保育					
事業所内保育				事業所内保育					
居宅訪問型保育				居宅訪問型保育					
居宅訪問型保育		規定なし			居宅訪問型保育				

3 吹田市における保育の必要性の認定基準の検討について

国の基準	
保育の必要性の認定基準	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合
	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
	②妊娠中であるか又は出産後間がないこと
	③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
	④同居の親族を常時介護していること
	⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
	⑥求職活動(起業準備を含む)
	⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
	⑧虐待やDVの恐れがあること
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他の、上記に類する状態として市町村が認める場合	

保育短時間	就労下限時間	1か月当たり48時間以上64時間以下
-------	--------	--------------------

優先事由	①ひとり親家庭
	②生活保護世帯
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
	⑤子どもが障害を有する場合
	⑥育児休業明け
	⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
	⑧小規模保育事業などの卒園児童
	⑨その他市町村が定める事由

吹田市の基準(案)	
保育の必要性の認定基準	国の基準を準用
	国の基準を準用

保育短時間	就労下限時間	1か月当たり64時間
-------	--------	-------------------

優先事由	国の基準を準用
------	---------